

公 示 送 達 書

伊豆の国市告示第108号

令和8年6月11日

伊豆の国市長 山下 正 行

下記の送達すべき書類が、本人の住（居）所不明のため（本人の住（居）所へ送達困難な事情があるため）送達できませんので、当市役所長寿介護課に保管してありますから、ご連絡があれば直ちに交付します。

介護保険法第143条により準用する地方税法第20条の2第1項の規定により、この旨公示送達します。

記

送達を受けるべき方の氏名、名称	送達すべき書類の名称
絹村 夏枝	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
清水 豊	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
鳥山 直子	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
鈴木 道子	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
関 順子	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
原田 政子	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
山本 行	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
小松本 智佳代	令和8年度介護保険料 特別徴収開始通知書（仮徴収）
川口 明美	① 令和7年度第6期 介護保険料督促状 ② 令和8年度第1期 介護保険料納入通知書 ③ 令和8年度第1期 介護保険料督促状

注意 上記の書類を受領しないときは、介護保険法第143条により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。